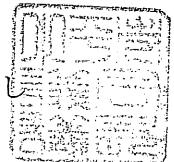




平議発第135号
令和4年3月4日

小平市長 小林洋子 殿

小平市議会議長 松岡あつし



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和4年3月18日までにお願いいたします。

別記様式第1号（第2条関係）

令和4年3月4日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会
会派代表者名 伊藤央
質問者名 伊藤央

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

紛争当事国及びその周辺国からの難民、出国者、それらの国出身の市内在住者への対応について

2 質問の理由及び趣旨

現在、ロシア、ウクライナ両国との間で戦闘が行われているが、岸田首相は「ウクライナとの連帯をさらに示すべく、第三国に避難した人の受入れを進める」「毎日毎日、大量の避難民が発生している。できるだけ早く実務の手続きを進めたい」と述べた。

市内には昨年12月現在、ロシア人31人、ウクライナ人4人、ベラルーシ人3人が在住されているが、この方々を頼りロシア、ウクライナ及び周辺国からの入国があることを想定すべきと考える。

また、ロシア、ウクライナ及び周辺国や関係国出身の市内在住者が嫌がらせや差別的扱いを受けないよう対策し、万一そのような事案が発生した際の対応を講じておくことが必要と考え、以下質問する。

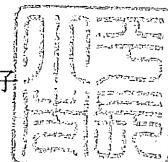
- ① 市には、紛争地域等からの難民、出国者等の転入者に向けた相談体制や支援策があるか。
- ② 現在、ロシアとウクライナの間で戦闘が行われているが、両国及び周辺国出身の市内在住者に向けた相談体制はあるか。
- ③ 紛争当事国や周辺国、関係国等出身の市内在住者が、嫌がらせや差別的扱いを受けないようにする対策を講じているか。
- ④ 紛争当事国や周辺国、関係国及び政情不安等に陥っている国からの新規転入者、それらの国出身の市内在住者に向けた相談体制を構築すべきと考えるが見解は。



平地文収第114号
令和4年3月16日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

小平市長 小林洋子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による伊藤央議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 紛争地域等からの難民等に特化した市の相談体制や支援策はございませんが、国籍を問わず相談内容に応じて、関係部署や一般財団法人東京都つながり創生財団などの関係機関等にご案内するなど、対応いたします。
- 2 ロシア、ウクライナ及びその周辺国出身の市内在住者向けに特化した相談体制はございませんが、国籍を問わず相談内容に応じて、関係部署や関係機関等にご案内するなど、対応いたします。
- 3 特別な啓発等の対策はしておりませんが、相談があった場合は、相談内容に応じて、関係部署や関係機関等にご案内するなど、対応いたします。
- 4 1及び2で回答いたしましたとおり、関係部署や関係機関等で対応いたしますが、相談内容に応じ適切な専門機関や行政機関をご案内できるよう情報収集を行い、できる限り丁寧な対応に努めてまいります。